

全国厚生労働関係部局長 会議（厚生分科会）資料

平成24年1月20日（金）

雇用均等・児童家庭局

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）

目 次

（重点事項）

1. 平成24年度以降の子どものための手当等について…………… 3
 - （1）子ども手当に関するこれまでの経緯について
 - （2）児童手当法の一部を改正する法律案について
 - （3）平成24年度予算（案）について
 - （4）その他

2. 年少扶養控除の廃止に伴う地方増収分の取扱いについて…………… 6
 - （1）地方増収分の取扱いについて
 - （2）子育て関係事業の一般財源化等について

3. 安心こども基金の積み増し・延長について…………… 8

4. 保育所待機児童の解消について…………… 9
 - （1）待機児童解消「先取り」プロジェクトの強化について
 - （2）地域型保育・子育て支援モデル事業の創設について

5. 社会的養護の充実について…………… 11
 - （1）児童養護施設等の人員配置の引上げについて
 - （2）施設における家庭的養護の推進について
 - （3）里親支援の充実及び里親委託の推進について
 - （4）被虐待児童等への支援の充実について
 - （5）要保護児童の自立支援の充実について
 - （6）施設運営の質の向上について

6. 母子家庭等自立支援対策について…………… 15
 - （1）母子家庭等の自立支援施策の推進について
 - （2）高等技能訓練促進費等事業について
 - （3）ひとり親家庭等の在宅就業支援事業について
 - （4）養育費確保と子育て・生活支援について
 - （5）児童扶養手当について

7. 児童虐待防止対策について……………	18
(1) 民法等の一部を改正する法律の施行等について	
(2) 児童の安全確認・安全確保の徹底について	
(3) 児童相談所・市町村の体制強化等について	
(4) 義務づけ・枠付けの見直しについて（第3次見直し）	
8. 妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長について……………	23
9. 母子健康手帳の改正について……………	24
10. 東日本大震災への対応について……………	25
(1) 平成23年度第4次補正予算（案）での対応について	
(2) 東日本大震災中央子ども支援センター等について	
 (予算案概要)	
○ 平成24年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要……………	29
 (連絡事項)	
1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について……………	41
(1) 児童福祉施設等の整備について	
(2) 児童福祉施設等の運営について	
2. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等 について……………	49
(1) 配偶者からの暴力対策等のための婦人相談所等の取組の推進 について	
(2) 人身取引被害者の保護について	
3. 児童健全育成対策について……………	50
(1) 放課後児童対策について	
(2) 児童委員について	
(3) 児童福祉週間について	

4. 保育対策等の推進について	55
(1) 平成24年度予算案（保育対策関係）について	
(2) 平成23年度補正予算（保育対策関係）について	
(3) 地方分権改革（保育所関係）について	
(4) その他	
5. 母子保健対策について	58
(1) 地方分権第二次一括法による母子保健事業の市町村への 委譲について	
(2) 児童虐待防止医療ネットワーク事業について	
(3) 習慣流産等（いわゆる不育症）の相談について	
6. 仕事と家庭の両立支援対策について	59
(1) 改正育児・介護休業法の全面施行について	
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に ついて	
(3) ファミリー・サポート・センター事業について	

(関連資料)

資料1	子どものための手当関係	63
資料2	地方増収分の取扱いについて	72
資料3	子育て関係事業の一般財源化等について	73
資料4	安心こども基金の積み増し・延長	75
資料5	「待機児童解消「先取り」プロジェクト」について	76
資料6	社会的養護の充実	80
資料7	社会的養護の平成24年度予算事項	81
資料8	児童養護施設等の人員配置の引上げについて	83
資料9	里親支援の体制の充実方策について	84
資料10	里親支援の体制整備のイメージ	85
資料11	里親支援専門相談員について	86
資料12	都道府県別の里親等委託率の差	87
資料13	里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体	89
資料14	施設運営等指針の策定と第三者評価ガイドラインの改定について	90
資料15	母子家庭等の自立支援施策の概要	91
資料16	高等技能訓練促進費等事業について	92
資料17	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業について	93
資料18	面会交流の支援について	94
資料19	児童訪問援助事業の拡充（学習ボランティア）について	95
資料20	児童扶養手当について	96
資料21	児童虐待の現状と対策	99
資料22	「民法等の一部を改正する法律」の施行等について	100

資料23	児童虐待・DV対策等総合支援事業（児童虐待防止対策支援事業）の組み替えについて……………	103
資料24	妊婦健康診査支援基金の1年延長・積み増し……………	104
資料25	妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について（通知）……………	105
資料26	母子健康手帳の改正について……………	108
資料27	東日本大震災への対応について……………	109
資料28	東日本大震災中央子ども支援センター等について……………	110
資料29	配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について……………	111
資料30	平成24年度放課後児童健全育成事業等分単価（基準額）（案）……………	112
資料31	円滑な児童委員・主任児童委員活動について（依頼）……	113
資料32	平成24年度保育対策関係予算案の概要……………	114
資料33	地方分権改革（保育所関係）について……………	115
資料34	仕事と家庭の両立支援対策の概要……………	118
資料35	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要……………	119
資料36	次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について……	120
資料37	都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況（平成23年11月末現在）……………	121
資料38	ファミリー・サポート・センター事業について……………	122

(重点事項)

1. 平成24年度以降の子どものための手当制度について

(1) 子ども手当に関するこれまでの経緯について

<22年度>

4大臣合意を経て予算編成を実施。その内容に沿って法律案を国会に提出し、可決・成立（4月1日施行）。

<23年度>

5大臣合意を経て予算編成を実施。その内容に沿って法律案を国会に提出。しかしながら、年度内成立が困難なことから、平成22年度の制度を半年間延長する法律案（いわゆる「つなぎ法」）を与党が提出し、可決・成立（提出法案は3月31日に撤回）。

<つなぎ後>

民主党・自民党・公明党間で鋭意協議が行われ、その結果、手当額等の見直しを行う（平成23年10月から実施）とともに、平成24年度6月分から所得制限を導入することなどについて、3党間で合意された。

政府は、3党合意に基づき、「国と地方の協議の場」を経て、平成23年度後半の手当支給のため、「平成23年度の子ども手当の支給等に関する特別措置法案」を提出し、8月26日可決・成立。10月1日から施行。

なお、平成24年度以降の手当制度については、3回にわたる「国と地方の協議の場」等を経て、平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて4大臣合意がとりまとめられ、予算編成を実施。

		従前の児童手当	子ども手当特別措置法
支給対象		0歳～小学校修了前	0歳～中学校修了前
支給月額		0歳～3歳未満：10,000円 3歳～小学校修了前 ・第1子・第2子：5,000円 ・第3子：10,000円 中 学 生：支給せず	0歳～3歳未満：15,000円 3歳～小学校修了前 ・第1子・第2子：10,000円 ・第3子：15,000円 中 学 生：10,000円
支給要件等	所得制限	所得制限あり（※1）	所得制限なし（※2）
	施設入所の子ども、里親	親へ支給。親がいない場合等は支給されず	すべての子どもについて施設等へ支給
	両親の別居（離婚前提）	子どもの生活費を主に負担している親に支給	子どもと同居している親に支給
	子どもの居住地	国外でも支給	留学を除き国外は支給しない

※1 被用者（専業主婦、子ども2人世帯）：年収860万円

※2 平成24年6月分から所得制限を実施予定（年収：960万円（夫婦、子ども2人世帯））

(2) 児童手当法の一部を改正する法律案について

平成24年度以降の子どものための手当については、「4大臣合意」(平成23年12月20日)に基づき、平成24年度予算(案)に所要額を計上しており、平成24年通常国会に「児童手当法の一部を改正する法律案」を提出することとしている。

児童手当法の一部を改正する法律案(未定稿)

(1) 支給額

①所得制限額未満である者

- ・3歳未満 月額15,000円
- ・3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 月額10,000円
- ・3歳以上小学校修了前(第3子以降) 月額15,000円
- ・中学生 月額10,000円

②所得制限額以上である者

月額5,000円

※所得制限の基準は、960万円(夫婦・子ども2人世帯)を基準とし、これまでの児童手当制度と同様に扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。平成24年6月分から適用する。

(2) 費用負担

国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を、2:1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7/15を事業主の負担とする。(公務員分については所属庁の負担とする。)

(3) その他

平成23年度子ども手当支給特別措置法に盛り込んだ以下の事項を本法案にも規定

- ①子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
- ②児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給
- ③未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当を支給(父母等が国外居住の場合でも支給可能)
- ④監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給(離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除く)
- ⑤保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等については本人同意により手当から納付することができる仕組みとする

今後、公党間で議論が行われるものと考えており、その結果を踏まえた内容の変更があり得るが、その際は随時情報提供してまいりたい。

また、来年度以降の事務処理の具体的な進め方などについても随時情報提供するので、特段の取組をお願いする。

(3) 平成24年度予算(案)について

平成24年度予算(案)における、子どものための手当の給付総額、費用負担等については次のとおりである。

平成24年度予算(案)について

- 給付総額：2兆2,857億円（公務員分を含む）
（国：1兆3,283億円、地方：7,831億円、事業主：1,742億円）
 - ※平成24年2月・3月分は現行の特別措置法に基づく費用を計上
 - ※平成24年4月分から平成25年1月分は国会提出予定の「児童手当法の一部を改正する法律案」に基づき計上
- 国と地方は、2対1の負担割合で負担。事業主負担は、被用者（所得制限内）3歳未満の15分の7

なお、「子ども手当事務費交付金」については、従前の児童手当に係る事務費が既に一般財源化されていること、来年度以降の手当制度が児童手当法の改正により一つの手当として恒久化する予定であることから、交付事務の簡素化の観点も踏まえ、一般財源化することとしている。

また、平成24年度以降の子どものための手当の実施に係る市町村のシステム改修経費については、安心こども基金を活用して実施できるよう、平成23年度第4次補正予算(案)において所要額を確保しているところである（安心こども基金は平成24年度末まで実施期限を延長）。

補正予算案成立後、国から都道府県に対しては、各基金の執行状況も踏まえ、平成23年度中に所要額を交付する予定である。

(4) その他

現行の子ども手当特別措置法については、本年3月末日までが申請の猶予期間となっている。3月末日までに申請が行われない場合、本来受け取るべき手当が受け取れなくなってしまうため、申請勧奨に係る周知広報についても特段の取組をお願いしたい。

厚生労働省としても、市町村における広報資料のひな形の提供や各種媒体による広報を実施してまいりたい。

2. 年少扶養控除の廃止に伴う地方増収分の取扱いについて

(1) 地方増収分の取扱いについて

平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止等に伴う地方財政の増収分について、平成24年度においては、次のとおり国と地方の負担調整を行うこととしている。

地方増収分（5,050億円）の取扱いについて（平成24年度）

- ①現金給付の地方負担 1,087億円（国：地方＝2：1）
※所得制限超世帯への措置は月額5,000円を前提
- ②子ども手当特例交付金 1,353億円
- ③減収補填特例交付金 500億円
- ④地方の自由度の拡大にあわせた一般財源化等 1,841億円
 - ・子育て支援交付金（地方独自の子育て支援推進事業等）（93億円）
 - ・地域子育て創生事業（124億円）
 - ・子ども手当事務取扱交付金（98億円）
 - ・国民健康保険都道府県調整交付金（1,526億円）
- ⑤平成24年度における暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用 269億円

なお、平成25年度以降の対応として、平成25年度に平年度化する地方増収（追加増収分：675億円）及び⑤の暫定対応分は、平成24年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討することとしている。

(2) 子育て関係事業の一般財源化等について

平成24年度予算（案）の編成に当たっては、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方財政の増収分について、平成21年12月23日付け4大臣合意及び平成22年12月20日付け5大臣合意の趣旨を踏まえ、平成23年12月20日付け4大臣合意により、国と地方の負担調整を行うこととし、子どものための手当の負担への充当などに加え、以下のとおり、子育て関係の国庫補助負担金の一般財源化等の措置を実施したところである（関連資料3参照）。

子育て支援交付金（平成23年度予算額：500億円）のうち、「次

世代育成支援対策推進事業」のうちの3事業、「地方独自の子育て支援推進事業」及び「子育て支援環境整備事業」のすべての事業について、一般財源化を図ることとしたところである。（一般財源化措置額：93億円）。

また、平成23年度第4次補正予算（案）において、安心こども基金で実施していた「地域子育て創生事業」を平成23年度末をもって終了し、一般財源化を図ることとしたところである（一般財源化措置額：124億円）。

なお、「地域子育て創生事業」のうち、平成24年度以降の子どものための手当に係るシステム改修など、子育て支援策に係る電算システムの改修への補助や東日本大震災により被災した子どもへの支援等については、引き続き安心こども基金において実施することとしている。

この他、子育て支援交付金に係る平成24年度概算要求に盛り込んでいた「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業」（124億円）について、平成23年度第4次補正予算（案）で安心こども基金に組み替え、従来から実施している施設整備支援と併せて実施することとしたので、ご了承願いたい（詳細は後述）。

さらには、「子ども手当事務取扱交付金」について、従前の児童手当分に係る事務費が既に一般財源化されていること、また、来年度以降の手当制度が児童手当法の改正により一つの手当として恒久化することから、交付事務の簡素化の観点も踏まえて、一般財源化することとしたところである（一般財源化措置額：98億円）。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、今般の一般財源化の趣旨を踏まえた上で、引き続き子育て関係事業の積極的な推進に努められるとともに、このことについて、管内市町村への周知をお願いしたい。

3. 安心こども基金の積み増し・延長について

安心こども基金については、平成23年度第4次補正予算（案）において、1,234億円（文科省を含め1,270億円）を積み増すとともに、事業実施期限を平成24年度末まで延長することとしている。（関連資料4参照）

具体的な内容としては、保育サービス等の充実として、平成24年度概算要求において「日本再生重点化措置」枠で要求していた「待機児童解消「先取り」プロジェクトの強化」（124億円）を基金に組み替え、従来から実施している保育所の整備費支援と併せて実施するほか、ひとり親家庭等への支援、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化の事業を実施することとしている。

一方、地域子育て創生事業については、「平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」（平成23年12月20日4大臣合意）により、地方独自の事業部分を平成23年度末で終了することとしているが、平成24年度以降の子どものための手当に係るシステム改修など子育て支援策に係る電子システムの改修への補助や、東日本大震災により被災した子どもへの支援等は、継続して実施することとしている。

補正予算成立後は、都道府県の安心こども基金の執行状況を踏まえた上で、必要額を交付する予定としている。

4. 保育所待機児童の解消について

(1) 待機児童解消「先取り」プロジェクトの強化について

平成22年11月、官邸の「待機児童ゼロ特命チーム」がとりまとめた「待機児童解消『先取り』プロジェクト」については、待機児童解消の取組を加速するため、平成23年度第4次補正予算（案）で「安心こども基金」を積み増すとともに実施期限を平成24年度末まで延長するに伴い、従来から実施している施設整備費支援と併せて運営費支援についても基金で実施することとし、それぞれの事業内容の拡充強化を図る。

具体的な事業の拡充内容は、次のとおりである。

- ①「プロジェクト」の対象を待機児童のいる全ての自治体に拡大
- ②施設整備費支援に関する事業の充実
 - ・保育所緊急整備事業及び賃貸物件による保育所整備事業
→ 「30名まで」に限定していた、定員要件を撤廃
 - ・保育所緊急整備事業、賃貸物件による保育所整備事業及び家庭的保育改修等事業
→ 「公的施設」に限定していた、地域の余裕スペース活用に当たっての要件を撤廃
- ③運営費支援に関する事業（今年度、子育て支援交付金で実施している事業）の充実
 - ・グループ型小規模保育事業において、緊急時の安全対策等を管理する保育事業管理者（主任保育ママ）の配置のための経費を新たに補助
 - ・認可外保育施設運営支援事業において、事業実施のための準備等が可能となるよう開設準備経費（人件費等）を新たに補助
 - ・地域型保育・子育て支援モデル事業を創設（後述）

なお、今年度、子育て支援交付金により実施している事業（グループ型小規模保育事業及び認可外保育施設運営支援事業）については、現在、追加協議を受け付けているので、積極的な活用をお願いしたい。

(2) 地域型保育・子育て支援モデル事業の創設について

子ども・子育て新システムにおいて実施することが検討されている地方版子ども・子育て会議（仮称）の設置及び小規模保育や地域子育て支援事業、放課後児童クラブなどを組み合わせた多機能な保育事業の実施により、潜在的な保育需要を考慮した積極的な待機児童解消を図ることとしている。

① 大都市モデル

待機児童を50人以上抱えるような人口集中地域においては、すでに実施しているグループ型小規模保育事業の実施に加えて、「小規模な放課後児童クラブ（10人未満）」や「子育て親子の交流・相談事業」を組み合わせて実施することで、職員間の連携・協力を図り、グループ型小規模保育事業の円滑な実施と一層の普及を推進することとしている。

② 一般市町村モデル

合併により市域が拡大した市町村などにおいては、保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設（公営住宅等）の活用により、小規模な保育事業（20名未満）を実施するとともに、「子育て親子の交流・相談事業」や「小規模放課後児童クラブ（10人未満）」の機能も併せ持つこととし、住民の多様なニーズに対応しながら、これらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模な保育事業の円滑な実施を図ることとしている。

③ 地方版子ども・子育て会議

また、子育て当事者等が参加する「地方版子ども・子育て会議」を設置し、本事業にかかる政策目標の設定、事業進捗管理、政策評価等を実施する。

5. 社会的養護の充実について

社会的養護の充実については、平成23年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置して、短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、できるものからすぐに実施するとともに、同年7月に、同委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。

これに沿って、施設の小規模化、施設機能の地域分散化など、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、職員の専門性の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めていくこととしている。

昨年4月以来、実施要綱改正による運用の弾力化、里親委託ガイドラインの策定、児童福祉施設最低基準の改定、当面の省令改正などを行った。

現在、6つのワーキングを設けて、3月までを目途に、施設種別ごとの施設運営指針及び里親等養育指針、第三者評価ガイドラインの見直し等の検討を行っている。また、「課題と将来像」に基づき、平成24年度予算案では、大幅な充実を盛り込み、その実施に向けた準備を進めており、都道府県市においては、積極的な取組をお願いする。（関連資料6、7参照）

（1）児童養護施設等の人員配置の引上げについて（関連資料8参照）

社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置は、昭和51年（児童自立支援施設は昭和55年、母子生活支援施設は昭和57年）に定められた水準であり、虐待を受けた子どもやDV被害を受けた母子の増加に対応し、ケアの質を高めるため、平成24年度から、30数年ぶりに基本的人員配置を引き上げる。

改善内容は、児童養護施設で6：1を5.5：1とするなど、関連資料8のとおりであり、これは措置費の基準上、必ず配置しなければならない人員配置であるので、職員の配置について施設の指導をお願いする。

（2）施設における家庭的養護の推進について

社会的養護の養育は、できる限り家庭的な養育環境の中で行われる必要があり、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループ

ケア、グループホーム)の形態に変えていく必要がある。

現在、施設が9割、里親等が1割であるが、「社会的養護の課題と将来像」では、今後十数年の間に、本体施設、グループホーム、里親等を3分の1ずつにするとともに、児童養護施設の本体施設については、全てを小規模グループケアにしていくという目標を掲げている。

施設の小規模化、家庭的養護の推進のため、平成24年度から、

- ① 全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置できるようにするとともに、
 - ② 地域小規模児童養護施設、小規模グループケアのグループホーム型、自立援助ホーム等を賃貸物件を活用して実施する場合に、月額10万円を限度に賃借料を措置費に算定できるようにする
- ので、取組の積極的な推進をお願いする。

(3) 里親支援の充実及び里親委託の推進について (関連資料9～11参照)

里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験など、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多いため、里親には、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ里親支援の仕組みが重要である。

このため、平成24年度から、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置することとしたので、各児童相談所管内に1か所以上(必要に応じて複数か所)の配置を行い、里親支援等の体制の充実をお願いする。里親支援専門相談員は、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らず、児童相談所の里親担当職員や里親支援機関事業の里親委託等推進員とともに、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。里親支援専門相談員の役割等については、関連資料10及び11を参照願いたい。

また、里親支援機関の制度を活用し、里親会や、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人・NPO等を里親支援機関に指定し、里親支援を推進することが重要であるので、取組をお願いする。

ファミリーホームについても、平成24年度から、賃貸物件を活用して運用する場合に、月額10万円を限度に賃借料を措置費に算定できるようにするので、設置の推進をお願いする。

里親委託率については、関連資料12のとおり、自治体間で大きな差がある。関連資料13のとおり、福岡市や大分県をはじめ、最近6年間で大幅に伸ばした自治体も多い。里親委託は難しいと考えるのではなく、自治体の取組次第であるので、積極的な取組をお願いする。

また、新生児の里親委託についても、自治体間で取組の差が大きい

里親委託ガイドラインで示したとおり、取組の推進をお願いする。

里親支援のあり方等については、3月までに、里親委託ガイドライン等の改正を行う予定である。また、ファミリーホームの家庭養護の特質をより明確にするため、ファミリーホームの要件等の改正を行うこととしている。

(4) 被虐待児童等への支援の充実について

虐待を受けた子どもは、身体的な暴力によって生じる障害だけでなく、情緒や行動、自己認知・対人認知、性格形成など、非常に広範囲で深刻なダメージを受けている。

子どもを虐待した親の中には、自分が子どもの時期にその親から虐待を受けた経験を持つ場合が少なくないと指摘されていて、このような「虐待の世代間連鎖」を断ち切るためにも、子どもが受けた傷を回復し、良き人生へのスタートを切ることができるよう、社会的養護が十分な機能を果たす必要がある。

このため、平成24年度から、乳幼児の被虐待児個別対応職員を全施設に配置できるように拡充を図る。

一時保護については、平成24年度から、里親等へ一時保護した場合の委託費を改善し、これまでの一般生活費等相当分に加え、里親手当相当分の委託費（日額2,360円）を支給する。

児童家庭支援センターについては、子どもや保護者への相談・支援体制を強化するため、設置推進を図るとともに、心理療法担当職員の配置の充実を図る。

また、児童養護施設入所児童のうち、児童相談所が必要と認めた児童について、平成24年度から、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設の通所による利用を可能とするので、効果的な活用をお願いする。

(5) 要保護児童の自立支援の充実について

児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。

このため、平成24年度から、就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善（特別基準の場合216,510円→268,510円）をするとともに、児童養護施設等や里親等に措置されている高校3年生について、進学や就職に役立つ資格取得や講習等のための経費として、55,000円を限度に支給する。

また、母子生活支援施設の入所児童が、小学校、中学校又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金等を児童養護施設の児童と同様に支給するなどの改善を行うこととしている。

自立援助ホームについては、設置推進を図るとともに、自立援助ホームの利用児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給することとしている。

また、昨年12月28日に、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」の通知を自治体あてに発出したところであり、18歳の年度末や、高校中途退学、中学卒業などで機械的に措置解除をするのではなく、自立生活の能力を見極めた上で、自立能力が十分でない場合は、措置延長、措置継続、再措置等を積極的に行うべきであるので、適切な実施をお願いします。

(6) 施設運営の質の向上について（関連資料14参照）

現状では、施設により運営の質の差が大きいことから、「社会的養護の課題と将来像」では、各種別ごとの指針を策定するとともに、第三者評価の義務化、施設長研修の義務化を行うこととし、昨年9月の児童福祉施設最低基準の改正により、社会的養護の施設での第三者評価の義務化（平成24年4月1日施行）及び施設長研修の義務化（平成9月1日施行済）を行った。

第三者評価については、3年に1回以上の受審と評価結果の公表を義務づけたところであり、平成24年度予算では、受審費用として1回30万円を措置費に算定することとしている。

昨年8月末から、6つの指針ワーキングを設けて、指針案及び第三者評価ガイドラインの改正案を検討中である。

指針については、本年3月を目途に、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針と、里親及びファミリーホーム養育指針を策定する予定である。

第三者評価ガイドラインの改定については、共通評価項目の「児童入所施設版」及び内容評価項目の「児童養護施設版」「乳児院版」「情緒障害児短期治療施設版」「児童自立支援施設版」「母子生活支援施設版」を、本年3月を目途に改定予定である。その後、平成24年度前半を目途に、各都道府県における評価基準の改定を行うとともに、評価者の研修を行い、義務化実施の準備を行い、平成24年度後半から、評価が実施できるよう、取組をお願いします。

また、施設長研修については、任用要件であるとともに、2年に1回以上の受講を義務付けている。研修は、児童自立支援施設の任用時の研修は国立武蔵野学院で行う仕組みとなっているほかは、厚生労働大臣が指定する者（各施設団体）が行うこととなっており、本年度は、施設関係5団体が合同で、2月28日・29日に実施予定である。（情緒障害児短期治療施設については、別に2月9日・10日にも実施予定。）

6. 母子家庭等自立支援対策について

(1) 母子家庭等の自立支援施策の推進について（関連資料15参照）

母子家庭等に対する自立支援施策については、「子育てと生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」の4本柱により、総合的な支援を推進しているが、経済的自立を可能とするため、就業支援が特に重要であり、様々なメニューを実施している。

ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、効果的な実施に努めていただきたい。

(2) 高等技能訓練促進費等事業について（関連資料16参照）

高等技能訓練促進費等事業については、母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のために支給している。

この事業は本来、修業期間の後半2分の1を支給対象期間とするものであるが、平成21年度の緊急経済対策の補正予算により、安心こども基金を活用して、平成23年度までの入学者に対し、支給額を月額10万3千円から14万1千円（住民税課税世帯は月額51,500円から70,500円）に引き上げるとともに、支給対象期間を修業全期間に拡大した。

安心こども基金は平成23年度末までが設置期限であったが、平成23年度第4次補正予算案で基金の積み増し・延長を行い、平成24年度の入学者について、修業全期間（上限3年）を支給対象とする措置を継続することとした。支給額は、求職者支援制度（職業訓練受講給付金）と同額の月額10万円としている。（住民税課税世帯は70,500円）

支給対象資格のうち介護福祉士、保育士の2年コースは求職者支援制度の対象であることから、その活用を検討していただくとともに、修業期間が4年間の場合には、3年間は高等技能訓練促進給付金を適用した上で、4年目に母子福祉資金の生活資金の貸付けを活用するなどの対応をお願いする。

なお、平成23年度までの入学者については、従前のおり、14万1千円（住民税非課税世帯の場合）を適用し、4年間の修業期間の場合も修業全期間について支給対象とする。

(3) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業について（関連資料17参照）

在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。このため、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について「業務の

開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む自治体（都道府県及び市区）に対して助成を行い、普及促進を図っている。

現在、38都道府県市区で実施中又は実施予定である（平成24年1月現在）。平成23年度第4次補正予算案での安心こども基金の延長により、この事業の実施期間を平成24年度までに延長し、平成24年度中に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成26年度末まで助成対象としている。また、平成24年度までは、更に新規の開始も可能である。

（４）養育費確保と子育て・生活支援について

① 養育費の確保及び面会交流の支援について（関連資料18参照）

平成23年6月に公布された民法改正法では、協議離婚において定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、養育費の支払や親子の面会交流が明示されたところであり、衆・参議院の附帯決議でも、養育費支払や面会交流の履行確保のために必要な措置を講じることとされた。

養育費を受給している割合は、離婚した母子家庭のうちの約19%に過ぎないが、養育費は子どもが心身ともに健やかに育成される上で大切なものであることから、養育費の取り決めやその支払を促進していくことが重要である。

養育費相談支援センターによる相談・研修の活用や、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員の配置等により、養育費の履行確保に向けた取組の推進をお願いする。

また、面会交流については、子の健やかな育ちを確保する上で有意義であるとともに、養育費を支払う意欲につながるものであり、離婚後も適切な親子の面会交流が行われることが重要である。

このため、平成24年度より新規事業として「面会交流支援事業」を行うこととしている。この事業は、児童扶養手当受給者相当の非監護親等を対象に、取り決めのある面会交流の日程調整、場所の斡旋、付添い、アドバイスなどの支援活動に必要な経費について補助を行うものである。

② 学習ボランティア事業について（関連資料19参照）

ひとり親家庭については、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されており、ひとり親家庭の子どもに対する教育支援の充実が必要となっている。

このため、平成24年度より新規事業として、ひとり親家庭に大学生などのボランティアを派遣し、児童等の学習支援や進学相談に応じる「学習ボランティア事業」を行うこととしている。この事業は、受託したNPO法人等がコーディネートを行い、地域の施設又は自宅に、ボランティア学生を派遣する仕組みにより、児童等の学習を支援する経費について補助を行うものである。

(5) 児童扶養手当について（関連資料20参照）

① 支給要件について

配偶者からの暴力（DV）被害者に対する児童扶養手当の支給については、これまで父又は母が引き続き1年以上遺棄していることを要件としていたが、平成24年度から、裁判所の保護命令が発令される等の要件により、1年以上の遺棄を待たずに支給できるようにする。今後、必要な政令改正を予定している。

② 手当額の改定について

平成24年4月からの手当額については、平成23年の消費者物価指数の下落（△0.3%の見通し（消費者物価指数の確定後に確定））に伴い、現行の法律の規定に基づき、政令改正により、手当額が引き下げられる予定である。

物価スライドの特例措置については、平成12年度以降、年金と合わせて、物価下落時に据置き措置が採られてきた経緯から、現在、1.7%分の特例水準が生じているが、年金と同様に、本来の水準に計画的に引き下げる。今後法律改正を行う予定である。

具体的には、平成24年度から平成26年度の3年間で解消し、平成24年10月から△0.6%、25年度△0.6%、26年度△0.5%の予定。

児童扶養手当の手当額は、これまで年金と連動して、同じスライド措置が採られてきたが、これは、離婚等の母子家庭に支給する児童扶養手当は、死別母子家庭に支給される遺族年金を補完し、遺族年金と一体となってひとり親家庭に対する所得保障を行っていることによる。

なお、年金の特例分が2.5%であるのに対し、児童扶養手当では1.7%である理由は、児童扶養手当では手当の本来水準が物価のみに応じて改定されるのに対し、年金は、平成17年度以降、年金額の本来水準が物価や賃金に応じて改定される仕組みとなっていることによる。年金については、物価上昇よりも賃金の変化が低かった年度（19年度、21年度）に物価上昇より低い改定を行ったため、2.5%分の特例水準が生じている。

7. 児童虐待防止対策について

(1) 民法等の一部を改正する法律の施行等について（関連資料22参照）

平成23年6月に成立した民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）については、平成24年4月1日から施行されることとなった。

本法律では、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにするなどの措置を講ずるための民法等の改正が行われるとともに、里親委託中等の親権者等がいない児童の親権を児童相談所長が行うこととすることや、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講ずるための児童福祉法の改正が行われた。

本法律の施行に向け、厚生労働省においては、関係者のご意見や現場の実情を踏まえ、児童相談所運営指針の改正や施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインの策定等の諸準備を進めているところである。また、児童相談所運営指針については、社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会が取りまとめた報告書等を踏まえた見直しを併せて行うこととしている。

本件については、引き続き情報提供を行うこととしているのでご承知おきいただくとともに、都道府県等におかれても、今後お示しする改正指針等について、その運用に遺漏のないよう児童相談所等の関係機関や管内の市町村及び関係団体等に周知いただくとともに、職員の理解促進のために研修等の実施に努めていただくようお願いする。

(2) 児童の安全確認・安全確保の徹底について

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度から増加し続けており、平成22年度は55,154件（※）と過去最高となっている。また、児童虐待による死亡件数は、把握されているだけで、心中事件を除き毎年50～60件程度発生しており、その中には、児童相談所や市町村等の関係機関の関与がありながら、子どもの命が失われる事例も生じている。

（※）平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県、福島県を除いて集計した数値である。

児童虐待への対応に関し、今一度基本に立ち返り、目視による安全確認の徹底、臨検・搜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、

虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行っていただき、救えたはずの子どもを命を救えなかったという事態が決して生じないように、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねてお願いする。

厚生労働省としても、児童虐待による死亡事例の発生に強い危機意識を持っており、関係省庁等とも連携しながら、児童相談所や市町村の体制整備などに務めているところであり、虐待により子どもの命が失われることのないよう、児童相談所を中心に、地域全体で全力を挙げた取組をお願いする。

また、死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、児童虐待防止法に基づき当該事例の検証を実施していただくこととなるが、検証に当たっては、亡くなった子どもの視点に立って、今後同様の悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善に繋げるといった姿勢で臨んでいただくよう改めてお願いする。

なお、昨年7月に「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付雇児総発第0314002号総務課長通知）を一部改正しているため、検証の際には、これを参考にしたい。

（3）児童相談所・市町村の体制強化等について

① 児童相談所等の体制強化について

ア 児童福祉司の配置について

子どもの安全確認・安全確保の強化等の観点から、児童相談所の体制強化を図ることが課題となっている。こうした役割を中心的に担う児童福祉司については、平成23年度地方交付税措置において、標準団体（人口170万人）当たり32人の配置が可能な経費が計上されているところであるが、平成24年度の地方財政措置においても児童相談所の体制強化（児童福祉司の増員）が予定されているところである。

なお、地域によっては、平成23年度地方交付税措置がなされている児童福祉司数（人口5.3万人に1人）を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司の積極的な配置をお願いする。また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保や現任職員に対する研修の実施等を通じて専門性の確保と向上に努めていただきたい。

イ 安全確認強化のための補助職員の配置等について

児童虐待防止に係る緊急強化対策については、平成22年度補正予算において、安心こども基金に盛り込み、児童虐待防止の体制強化を図ってきたところであるが、平成23年度第4次補正予算（案）において、安心こども基金を積み増し・延長し平成24年度まで事業を実施することとしているので、積極的な活用をお願いする。

なお、この基金では、虐待通告のあった児童の安全確認等のための補助職員の配置、児童虐待防止対策強化のための広報啓発、資質の向上、体制強化のための環境改善、創意工夫に満ちた取組に係る経費も対象としている。

ウ 未成年後見人に対する支援について

平成23年5月に成立した「民法等一部を改正する法律」により、未成年後見人は法人又は複数でもよいとされたところであるが、未成年後見人制度の普及促進等を図るため、平成24年度より、

- 未成年後見人に対する報酬や未成年後見人が加入する損害賠償保険料の補助（児童虐待・DV対策等総合支援事業）
- 未成年後見人の対象となる法人等に対する研修（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

を行う予定としているので、積極的な取組をお願いしたい。

なお、児童相談所の体制強化については合わせて行うこととしているので、ご承知おき願いたい。（関連資料23参照）

エ 一時保護の充実について

平成24年度より里親等へ一時保護委託した場合の委託費を改善し、これまでの一般生活費相当分に加え、里親手当相当分の委託費（日額2,360円）を支給する予定としているので、積極的な活用をお願いしたい。

② 市町村の体制強化について

ア 地域における発生予防・早期発見体制の強化について

児童虐待による死亡事例では、乳児期の子どもの事例が多くを占めており、これらの事例の背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるものと考えられる。このため、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制の整備や、妊娠・出産・育児期において養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始

するための保健・医療・福祉の連携体制の整備が必要である。

このため、厚生労働省としては、平成23年7月27日付の通知により、これらの体制整備をお願いしたところである（「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」

（雇児総発0727第1号、雇児福発0727第1号、雇児母発0727第1号、総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長通知）及び「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号、総務課長、母子保健課長通知）。

都道府県におかれては、地域の実情を踏まえ、児童虐待の発生日予防のための相談体制及び連携体制を整備していただけるよう改めてお願いする。

イ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の推進について

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業等で支援を必要とする家庭を早期に把握し、その後、養育支援訪問事業等による継続した支援につなぐことで、家庭の養育力の向上を図り、ひいては児童虐待等を予防することに資する重要な事業である。平成21年4月1日からは、児童福祉法に位置づけられ、市町村に努力義務が課せられており、平成22年7月現在、乳児家庭全戸訪問事業については、89.2%、養育支援訪問事業については59.5%の市町村で取り組んでいただいている（両事業とも雇用均等・児童家庭局総務課調べ）。

厚生労働省としては、自治体の工夫した取組などを取りまとめた「乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集」の普及・活用を通じて、全市町村での両事業の実施を促進するとともに、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」（以下「地域協議会」という。）と両事業との密接な連携が図られ、市町村における虐待防止の仕組みが構築されるよう積極的に取り組むたいと考えている。都道府県におかれても、管内市町村への働きかけをお願いする。

ウ 市町村の相談体制と地域協議会の機能強化について

平成22年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は約6万6千件であり、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。また、市町村が関与していたにもかかわらず、適切な判断や児童相談所との連携がなされずに子どもが死亡に

至った事例も存在している。このため、市町村の相談対応体制や地域協議会の体制の強化（市町村対応窓口や地域協議会の調整機関における専門職員の確保、調整機関のマネジメント機能の強化など）が重要である。

平成23年度第4次補正予算（案）において安心こども基金の積み増し・延長（平成24年度末まで）を行い、市町村の職員等の資質の向上、市町村の体制強化のための改善などを引き続き行えることとしたので、市町村の児童家庭相談体制等の強化を図るための活用について、管内市町村への働きかけをお願いする。

なお、平成22年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は、98.7%であるが、未設置の市町村においても、今後、地域協議会の設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）を進めていただきたいので、都道府県におかれては、管内市町村への積極的な働きかけをお願いする。

また、ネグレクトなどの虐待を発見しやすい立場にある小児科、産婦人科などの医師、歯科医師などを含む幅広い関係者が地域協議会に参加するよう呼びかけけることについて、管内市町村への働きかけをお願いする。

（４）義務付け・枠付けの見直しについて（第3次見直し）

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月閣議決定）において、『児童相談所の所長の資格は、対象を追加する方向で今年度中に見直しを行う』こととしている。

その内容は、民間の児童虐待防止対策等に取り組むNPO法人や社会福祉法人の責任者等の専門性を有する外部有識者などで、児童福祉に関する実務等に携わってきた者について児童相談所長の対象に追加することを予定している。

8. 妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長について

妊婦健康診査支援基金は、妊婦が必要な回数（14回程度）の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されている5回分を除き、9回分の費用を公費助成（国1/2、地方1/2）しているところである。

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、平成24年度も引き続き、妊婦健診に要する費用を公費助成する必要があることから、平成23年度第4次補正予算（案）において、実施期限を平成24年度末まで1年間延長するとともに積み増し（181億円）を行い、平成24年度についても事業を継続することとしたところである。（関連資料24参照）

なお、平成23年4月における妊婦健康診査の公費負担の状況について調査を行ったところ、全ての市区町村で14回以上実施され、公費負担回数の全国平均は14.01回であった（平成22年4月時点では14.04回）。（関連資料25参照）

各地方自治体におかれては、公費負担の更なる充実が図られるよう、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

また、妊娠中は母体や胎児の健康の確保を図る上で定期的に健診を受診し、普段以上に健康に気をつけることが必要であることから、妊婦健診の受診を勧奨するため、厚生労働省において、健診の重要性の理解を促進するためのリーフレットデザインを作成し、ホームページに掲載している。各地方自治体におかれては、広報誌・ホームページへの掲載、リーフレットの作成、各種窓口での配布等の普及啓発に活用されたい。

【すこやかな妊娠と出産のために】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

【“妊婦健診”を受けましょう】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken13/index.html>

9. 母子健康手帳の改正について

平成24年度の母子健康手帳の様式については、平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、平成23年9月から3回にわたり「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ、省令事項及び任意記載事項の様式改正を行ったところである。（関連資料26参照）

主な改正内容は、以下のとおり。

【省令様式】

- ①妊娠経過の記載欄について、近年のハイリスク妊娠の増加、妊産婦の安全に関する意識や状況の変化及び妊産婦健康診査の充実を受け下記のとおり改正
 - ・妊娠・分娩の際のリスクに関する情報を追記
 - ・妊婦健康診査の記録欄の増加
 - ・妊産婦等の自由記載欄の増加
- ②成長発達の確認項目の一部について、保護者が記載しやすいよう、達成時期を記載する形式に変更
- ③胆道閉鎖症等、生後1か月前後に便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、新生児の便色に関する情報を提供
- ④平成22年乳幼児身体発育調査に基づき、乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線を改訂 等

【任意様式】

- ①予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式となるよう、任意記載欄の拡充・変更
- ②その他所要の改正

母子健康手帳は、健康と成長の記録であり、また、この記録を参考として保健指導や健康診査が行われるなど、母子保健対策を進めていく上で重要な意義を持つものであることから、その効果的な活用については特にご配慮をお願いする。

10. 東日本大震災への対応について

(1) 平成23年度第4次補正予算(案)での対応について

東日本大震災への対応については、種々ご尽力いただいているところであるが、平成23年度第4次補正予算(案)において、延長・積み増しする安心こども基金において被災した子どもへの支援を引き続き行うこととしているので、活用をお願いする。(関連資料27参照)

特に両親を亡くした子ども、ひとり親となった家庭については、必要な支援が行われるよう継続的な取組をお願いする。

(2) 東日本大震災中央子ども支援センター等について

厚生労働省では、被災地の行政や関係機関と協働して取組を進めるため、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所に対し、「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置するとともに、関連する職能団体、学会、専門職養成校、民間団体等が支援方策について協議を行い、協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立することを要請し、平成23年10月27日に設置されたところである。

また、雇用均等・児童家庭局内に、これまでの各課の被災地支援の取組に加え、被災地のニーズを把握するとともに、「東日本大震災中央子ども支援センター」と密接に連携して被災地の子どもへの支援を進めていくため、同日付で「東日本大震災の被災地子ども支援室」を設置したところである。(関連資料28参照)

このような取組を通して、東日本大震災に被災した子ども達の健やかな成長をより一層支援することとしているので、今後の活動に対するご協力をお願いするとともに、積極的な活用をお願いする。

(予 算 案 概 要)

平成24年度 雇用均等・児童家庭局 予算案の概要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等対策の推進やパートタイム労働者の均等・均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子どものための手当制度
- 2 待機児童の解消などに向けた取組
- 3 児童虐待への対応、社会的養護の充実など
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 母子保健医療対策の推進
- 6 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実）（再掲）

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実）
- 3 パートタイム労働者等の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算額の状況

	23年度 予算額	24年度 予算(案)額	伸び率
局 合 計	2兆7,738億円	2兆985億円	▲24.3%
〔「子どものための手当 制度」を除いた場合〕	8,161億円	8,145億円	▲0.2%
一般会計	2兆6,880億円	2兆229億円	▲24.7%
特別会計	858億円	756億円	▲11.9%
年金特別会計			
子どものための 金銭の給付勘定 (仮称)			
うち子ども育成 事業費(仮称)	724億円	633億円	▲12.6%
労働保険特別会計	134億円	123億円	▲8.3%
労災勘定	5億円	4億円	▲20.7%
雇用勘定	128億円	118億円	▲7.8%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子どものための手当制度

《1兆9,577億4千4百万円→1兆2,839億5千1百万円》

平成24年度以降の子どものための手当制度に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成24年度予算に計上するとともに、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法附則第2条第1項の規定を踏まえ、児童手当法を改正する所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。

給付費総額 2兆2,857億円

* 上記のうち、国負担分1兆3,283億円（厚生労働省予算1兆2,843億円、国家公務員分441億円）

- ① 3歳未満の子ども一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども（第1子・第2子）一人につき月額10,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども（第3子以降）一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの子ども一人につき月額10,000円を支給する。年少扶養控除廃止に伴う手取り額の減少に対応するため、所得制限以上の者については、中学校修了までの子ども一人につき、5,000円を支給する。
 - ② 所得制限は960万円（夫婦、子ども2人）を基準とし、これまでの児童手当制度と同様に扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。また、所得制限は、平成24年6月分から適用する。
 - ③ 所得制限額未満の被用者に対する3歳未満の子どもに係る手当の費用の15分の7を事業主が負担し、その他の子どもに係る手当の費用を国と地方が2対1の割合で負担する仕組みとする。なお、都道府県と市町村の負担割合は、1対1とする。
 - ④ 公務員については、所属庁から支給する。
 - ⑤ 特別措置法で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもの国内居住要件、施設入所子どもの施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設ける。
- ※ 子ども手当事務取扱交付金を一般財源化（年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分に対応）。

2 待機児童の解消などに向けた取組

《4, 889億7千3百万円→4, 918億7千5百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

4, 304億1千0百万円

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大(約5万人)を図る。また、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、延長保育(54.9万人→58.0万人)、休日・夜間保育(休日:9万人→10万人、夜間:196箇所→224箇所)、病児・病後児保育(延べ115.5万人→延べ143.7万人)などの充実を図る。

(参考)【平成23年度第4次補正予算案】

- 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化 124億円
 - ・ 従来から実施している施設整備費支援と併せて、運営費支援について「安心こども基金」で実施する。
 - ・ 対象を待機児童のいる全ての自治体に拡大し、グループ型小規模保育事業での緊急時の安全対策等を管理する人の配置に要する経費や職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備経費等について、新たに財政支援を行う。
 - ・ 「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細かく対応するモデル事業を創設する。
- ※ 「安心こども基金」の延長・積み増しについては、後述7ページ参照。

(2) 放課後児童対策の充実

307億6千5百万円

総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増(25,591箇所→26,310箇所)を図る。

(3) 地域における子育て支援の充実

307億円0百万円

すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業を推進するため、地域子育て支援拠点や一時預かりなどの設置等に対して、交付金を交付する。

※ 地方独自の子育て支援推進事業等の一般財源化等を実施(年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分に対応)。

3 児童虐待への対応、社会的養護の充実など

《944億9千8百万円→999億8千7百万円》
くうち児童入所施設措置費834億7千3百万円→892億8千1百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援 914億7千7百万円

①児童虐待防止対策の強化等（一部新規）

児童の権利利益を擁護する観点から、本年5月に成立した「民法等の一部を改正する法律」により親権制度等の見直しが行われたことに伴い、保護者指導の強化を図るとともに、法人等による未成年後見人制度の普及促進等を図るため、新たに支援制度（未成年後見人に対する報酬や未成年後見人が加入する損害賠償保険料の補助）の創設等を行う。

②児童虐待防止医療ネットワークの推進（新規）

地域の医療機関が連携して虐待の早期発見・介入等の対応を行う虐待防止体制の整備を図るため、都道府県の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関への研修、助言等を行う。

(2) 社会的養護の充実 942億4百万円

①児童養護施設等の人員配置の引上げ

被虐待児等の増加に対応し、ケアの質を高めるため、社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置を引き上げる。（児童養護施設6:1→5.5:1、乳児院1.7:1→1.6:1、情緒障害児短期治療施設5:1→4.5:1、児童自立支援施設5:1→4.5:1、10世帯以上の母子生活支援施設に母子支援員を1名増）

②家庭的養護の推進（一部新規）

児童養護施設等の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護への転換を推進するため、里親への委託や、ファミリーホーム（80箇所→120箇所）、小規模グループケア（713箇所→743箇所）、地域小規模児童養護施設（210箇所→240箇所）の増及び小規模グループケアの管理宿直等職員の配置の増（160箇所→743箇所）を図るとともに、既存の建物の賃借料の措置費算定（月額10万円）を行うことにより、賃貸によるファミリーホーム等の実施を推進する。

また、児童養護施設及び乳児院に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援を行う里親支援専門相談員を配置する。

③被虐待児童等への支援の充実（一部新規）

社会的養護の施設等でのケアの充実を図るため、乳児院の全ての施設への被虐待児等個別対応職員の配置、児童養護施設等の第三者評価の受審とその結果の公表の義務化に伴う経費の措置費算定（一回30万円）、里親等への一時保護委託費

の充実、児童家庭支援センターの設置推進等を図る。

④要保護児童の自立支援の充実（一部新規）

児童養護施設等を退所する児童の自立支援の充実を図るため、児童の就職や大学等進学時の自立生活支度費の充実（216,510円→268,510円）、自立に役立つ資格取得に要する経費の支給（55,000円）や母子生活支援施設に入所している児童の進学時に要する経費の支給（小学校39,500円、中学校46,100円、高校58,500円）を行うとともに、自立援助ホームの箇所数の増（93箇所→115箇所）等を行う。

（3）配偶者からの暴力（DV）防止 57億5千4百万円

配偶者からの暴力（DV）被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

《1,855億1千8百万円→1,864億5千1百万円》

（1）ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進 37億2千2百万円

母子家庭の母等への就業支援を中心とした総合的な自立支援施策を推進するとともに、養育費の確保や面会交流の支援、学習ボランティアによる児童の学習支援の推進を図る。

（2）自立を促進するための経済的支援（一部新規）

1,819億2千9百万円

ひとり親家庭の自立を支援するために支給する児童扶養手当について、配偶者からの暴力（DV）被害者は、1年以上父等から養育放棄されていることを要件とせず、裁判所の保護命令が発令される等の要件により支給対象とする。

また、手当額についてはこれまで年金と連動して同スライド措置が採られており、かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず手当額を据え置いたことにより、1.7%、本来の手当額より高い水準の手当額で支給している措置について、年金と同様に、手当額を本来の水準に計画的に引き下げる。（平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年10月から0.6%引下げ）

さらに、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

**（3）東日本大震災の影響を受けた母子家庭等への経済的支援【復旧・復興】
（復興庁計上） 8億0百万円**

東日本大震災の影響を受けた母子家庭等に対し、母子寡婦福祉貸付金による経

済的支援を行う。

5 母子保健医療対策の推進

《262億4百万円→270億6千4百万円》

(1) 不妊治療等への支援

105億1千万円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

また、不育症に悩む人への相談体制の充実を図るとともに、HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）の母子感染に関する保健指導の推進を図る。

(参考) 【平成 23 年度第 4 次補正予算案】

- 妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長（平成 24 年度末） 181 億円
妊婦が必要な回数（14 回程度）の健診が受けられるよう、公費助成を行う「妊婦健康診査支援基金」の平成 24 年度までの積み増し・延長を行う。

(2) 小児の慢性疾患等への支援

163億4千0百万円

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童等の健全育成を図るため、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

6 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実）（再掲・9 ページ参照）

《96億8千9百万円→91億7千3百万円》

(参考) 【平成 23 年度第 4 次補正予算案】

- 安心こども基金の積み増し・延長（平成 24 年度末） 1,234 億円
平成 23 年度補正予算により「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成 24 年度末まで延長する。
- ・保育サービス等の充実
待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する（「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化等による、年間約 5 万人の受入児童数増など）。
 - ・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実
地域子育て創生事業（地方独自の事業への補助）は、平成 23 年度末で終了（年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分で対応）。
なお、子育て支援策に係る電算システムの改修への補助や東日本大震災により被

災した子どもへの支援などは継続する。

- ひとり親家庭への支援

厳しい雇用情勢下で、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援などを実施する。

- 児童虐待防止対策の強化

子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《5億5千6百万円→5億1千6百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等対策の推進 3億8千1百万円

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導等により法の履行確保を図る。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 1億3千5百万円

男女の均等度合いを企業労使で把握し、女性の活躍促進のためのポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくり（均等に見える化）や、ロールモデル、メンター制度など若い女性が将来のビジョンを描けるための支援を推進する。

2 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の充実）

《96億8千9百万円→91億7千3百万円》

(1) 両立支援に取り組む事業主等への助成金の支給 85億8千2百万円

働き続けながら育児・家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、子育て期における短時間勤務制度を導入し労働者に利用させる等、雇用環境の整備を行う事業主等に助成金を支給する。

また、両立支援への取組が遅れている中小企業の底上げを図るため、「中小企業両立支援助成金」により、引き続き中小企業における育児休業終了後の継続就業等を促進する。

(2) 両立支援に関する雇用管理改善事業の実施 4億8千5百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等の処遇等に関するベストプラクティスの普及等を引き続き行うとともに、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行うため、雇用均等指導員（両立担当）（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置する。

また、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する。

(3) 改正育児・介護休業法の円滑な施行 8千3百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導等の強化により、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進を図る。

(4) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 2千3百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等が行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

3 パートタイム労働者等の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《19億1千0百万円→24億8千8百万円》

パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助や職務分析・職務評価の導入支援を行うほか、労働政策審議会でのパートタイム労働者の公正な待遇の確保に向けた法制度の整備についての検討を踏まえ、必要な措置を講ずる。

また、均衡待遇・正社員化推進奨励金の活用により、パートタイム労働者と有期契約労働者の均衡待遇・正社員への転換の実現を一体的に推進する。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《1億8千8百万円→2億8千5百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（一部再掲）

2億4千4百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、事業主への奨励金の支給による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供を行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保

4千1百万円

在宅就業を良好な就業形態とするため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者と仲介機関を対象とした支援事業を実施する。

(連絡事項)

1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、平成24年度予算（案）において、27億円計上したところである。

なお、平成23年度まで年金特別会計児童手当及び子ども手当勘定の児童育成事業費補助金（児童厚生施設等整備費）において実施してきた児童館、児童センターの整備について、平成24年度より当該交付金へ移行することとしたので留意願いたい。

また、協議等について、今後、決定次第お知らせする。

② 安心こども基金について

平成20年度第2次補正予算、平成21年度第1次補正予算、第2次補正予算及び平成22年度補正予算において予算化された安心こども基金において、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしており、さらに平成23年度第4次補正予算（案）において、積み増しを行うとともに事業の実施期限を平成24年度末まで延長することとしたところである。

また、保育所の整備事業等について、平成24年度中に工事に着手し、25年度に完了が見込まれる場合には助成対象とすることとしているので積極的にご活用いただきたい。

③ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金について

平成21年度第1次補正予算において予算化された社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金において、児童養護施設等の児童入所施設等の耐震化整備等を実施することとしており、さらに平成23年度第3次補正予算において、積み増しを行うとともに事業の実施期限を平成24年度末までに延長しているので積極的にご活用いただきたい。

④ 社会福祉施設等の防火対策について

ア 社会福祉施設の防火対策の取組

社会福祉施設の防災対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

とりわけ、乳児院などについては、消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)が平成21年4月1日に施行され、スプリンクラー設備は延べ面積275㎡以上、自動火災報知器及び消防機関へ通報する火災報知設備は規模に関わらず設置が義務づけられていることから、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用して、整備を進められたい。

なお、既存施設における経過措置期間の期限については、平成24年3月までとなっていることから、期限までにスプリンクラー設備の整備など必要な対応が図られるよう指導されたい。

イ 社会福祉施設における地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県市におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、地震、集中豪雨など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所(利用)していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

については、各施設の防災対策について、今一度点検、確認などを行うとともに、問題点については速やかな改善措置を講ずるよう指導されたい。

ウ 地すべり防止区域等に所在する社会福祉施設の防災対策について

地すべり防止区域等災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設については、「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」(平成11年1月29日社援第212号)をもって、関係省庁と連携して、社会福祉

施設の立地状況を踏まえた総合的な土砂対策を講じるよう通知しているところであるが、各都道府県市におかれても、関係部局との連携を強化し、指定区域等に所在する社会福祉施設の防災対策に留意されたい。

エ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了解願いたい。

⑤ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いします。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態

調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」(平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、また、民間保育所等については安心こども基金の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ)を平成24年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

⑥ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」(平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この中で添付している国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長より発出された「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について(平成20年8月26日国都公景第21号通知)は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

(2) 児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設等の運営について

社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放

及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、各都道府県市においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止対策については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることが徹底され、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

社会福祉施設の運営費の運用については、運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

② 感染症の予防対策について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成23年12月13日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成23年11月18日雇児総発1118第1号、社援基発1118第1号、障企発1118第1号、老総発1118第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し、正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

③ 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、保育料徴収事務及び児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

④ 社会福祉法人新会計基準について

ア 社会福祉法人新会計基準の概要

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存

しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っていたが、平成23年7月に「社会福祉法人会計基準」を通知したところである。

なお、移行期間については、事務体制が整い、実施が可能な法人においては平成24年（予算）から移行し、平成27年（予算）には全ての法人において移行することとしている。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう、管内社会福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1/2）しており、平成24年度においても引き続き実施する予定である。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定しているため、積極的な参加をお願いしたい。

⑤ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参照通知等》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）
- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）

2. 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策等について (関連資料29参照)

(1) 配偶者からの暴力対策等のための婦人相談所等の取組の推進について

婦人相談所及び婦人相談員による来所相談のうち、夫等の暴力を主訴とする相談が、相談件数・割合ともに増加している。

配偶者からの暴力被害者(DV被害者)等への相談、保護・支援の充実に向けて、従来より、婦人相談所及び婦人保護施設における様々な取組を推進してきたが、平成24年度予算案では、新たに、

- ① 婦人保護施設において同伴児童が入進学した場合の入進学支度金の支給
- ② 地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、月額10万円を限度に既存建物の賃借料の一部の措置費への算定等について盛り込んでいる。

(2) 人身取引被害者の保護について

人身取引被害者の保護・支援については、「人身取引対策行動計画2009」や平成22年6月及び平成23年7月の関係省庁連絡会議申合せに基づき、被害者の把握と適切な保護をお願いする。

3. 児童健全育成対策について

(1) 放課後児童対策について

① 「放課後子どもプラン」について

「放課後子どもプラン」については、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところである。

平成23年度においては、放課後児童クラブが20,561か所（平成23年5月現在）、放課後子ども教室が9,733か所（平成23年度予定）の実施となっている。また、放課後子ども教室と連携している放課後児童クラブは、対前年231か所増の5,531か所（平成23年5月現在）となっており、年々増加しているところである。

各地方自治体におかれては、両事業の連携を含め必要な地域で必要なサービスが提供されるよう、放課後子どもプランの着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

② 「子ども・子育てビジョン」について

平成22年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」においては、放課後児童クラブについても5年後の新たな目標値を設定したところである。

本ビジョンの目標値は、各自治体における女性の就労希望等の潜在的ニーズを踏まえた目標事業量の積み上げを基に設定したものであり、厚生労働省としては、放課後児童クラブの利用児童数を平成26年度までに111万人（小学1～3年生の3人に1人（サービス提供割合32%））とすることを目指し、取組を進めていくこととしている。また、本ビジョンにおいては、量的拡充とともに、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえてクラブの質の向上を図るとされている。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望してもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成23年5月現在で約7千4百人に上っている。また、待機児童そのものを把握していないクラブも存在している。各地方自治体におかれては、待機児童の把握及びその解消に向け、それぞれの地域におけるニーズを踏まえた積極的な取組をお願いしたい。

③ 「子ども・子育て新システム」に向けた検討について

放課後児童クラブの充実を図る観点から、平成23年7月の「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」（少子化社会対策会議決定）においては、放課後児童クラブについて、以下のとおり示されたところである。

- ・ 小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。
- ・ 市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。
- ・ 質を確保する観点から、人員配置、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定する。
- ・ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
- ・ 利用手続きは市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのあっせん、調整を行うことを検討する。

こうした方向性に沿って、今後議論を進めていくこととしているのでご了知願いたい。

④ 放課後児童クラブの平成24年度予算（案）について

平成24年度予算（案）においては、「子ども・子育てビジョン」等を踏まえ、クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡大に必要なソフト・ハード両面での支援措置を盛り込んだところである。

ソフト面（運営費）については、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブのか所数の増（25, 591か所→26, 310か所）を図るとともに、運営費補助額の改善を図ることとしている。各地方自治体におかれては、開設時間など、利用者のニーズに応じた放課後児童クラブの運営の促進を一層図っていただくようお願いする。（関連資料30参照）

また、ハード面（整備費）については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費や大規模クラブの解消等に向けた改修費・設備費について、必要なか所数を計上したところである。

⑤ 放課後児童クラブの運営について

放課後児童クラブの運営については、クラブを利用する子どもの健全育成を図る観点などから、クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を平成19年10月に策定したところである。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ全体の質の向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知及び本ガイドラインの内容を踏まえた運用を図っていただくようお願いする。

また、放課後児童クラブの利用児童については、小学校4年生以上の児童や特別な支援を必要とする児童（障害児等）の積極的な受入れや、ひとり親家庭の児童の優先的利用について特段の配慮をお願いする。

さらに、放課後児童クラブにおける安全確保については、平成22年3月の通知により、放課後児童クラブにおいて発生した全治1カ月以上の重篤な事故について報告をお願いしているところである。引き続き、報告についてご協力をお願いするとともに、当該報告状況等を踏まえ、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応等について一層の徹底に努めていただきたい。

(2) 児童委員について

① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。児童委員・主任児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努められたい。

また、厚生労働省では政府広報の活用など児童委員・主任児童委員の制度の周知を図るため、取組を行っているところであり、各地方自治体におかれても、地域住民に対して、児童委員・主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、円滑な活動に必要な情報の提供に特段のご配慮をお願いしたい。

② 関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員は、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

なお、児童委員・主任児童委員は、学校関係者をはじめとした関係機関との連携を図ることが不可欠である、厚生労働省では、文部科学省と連携し、児童委員・主任児童委員と学校関係者等の関係機関が相互連携を図り、児童の健全育成に係る取組の一層の充実が図れるよう努めているところであり、各地方自治体においても、児童福祉部局、教育委員会、学校及び家庭教育支援団体等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

(3) 児童福祉週間について

① 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

② 児童福祉週間の標語について

平成23年9月1日～10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、3,929作品の応募があり、御礼申し上げます。有識者等で構成した標語選定委員会で選考した結果、次の作品を平成24年度児童福祉週間の標語と決定した。

《平成24年度児童福祉週間標語》

ニコニコは 「なかよくしよう」の あいずだよ

ほりやま よしふみ
(堀山 喜史さん 7歳 埼玉県)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴

管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、
児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

4. 保育対策等の推進について

(1) 平成24年度予算案（保育対策関係）について（関連資料32参照）

待機児童の解消を図るための保育所受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、延長保育や病児・病後児保育などの充実を図り「子ども・子育てビジョン」の実現を推進する。

※ 保育所の施設整備などを行う「安心こども基金」については、(2) 参照

① 保育所運営費について

待機児童の解消を図るため、「子ども・子育てビジョン」に基づく民間保育所の受入れ児童数（毎年約5万人）の増に伴う運営費の拡充を図ることとしている。

また、民間施設給与等改善費の勤続年数の通算にあたって、児童厚生施設、児童家庭支援センターでの勤務経験及び看護師については、医療機関での勤務経験を算定できることにする。

② 多様な保育サービスの提供等について

延長保育、病児・病後児保育などの多様な保育サービス事業については、「子ども・子育てビジョン」に基づき推進しているところである。引き続き、ビジョンの着実な推進に必要な経費を計上しているので、積極的な実施をお願いしたい。

③ 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」について

重点事項の4で記載したとおり、「プロジェクト」事業のうち、「日本再生重点化措置」で要望していた事業（今年度、子育て支援交付金で実施している事業の充実）については、「安心こども基金」により実施することにする。（従来より「安心こども基金」で実施している保育所の施設整備等への支援についても、引き続き基金において実施。）

(2) 平成23年度補正予算（保育対策関係）について

平成23年度第4次補正予算（案）において「安心こども基金」の積み増しと事業実施期限の1年間の延長が行われることから、従来から基金事業の対象である保育所緊急整備事業や認定こども園事業、家庭的保育改修等事業等をはじめ、子育て支援交付金から組み替えを行う

「待機児童解消「先取り」プロジェクト」関連の事業について、管内市区町村と連携の上積極的な活用を図り、待機児童の解消や耐震化等に努められたい。

なお、保育所緊急整備事業、賃貸物件による保育所整備事業及び家庭的保育改修事業について、平成24年度中に改修等に着手し、平成25年度に完了が見込まれる場合の事業実施期限については、平成25年度末までとなったのでご留意願いたい。

また、平成23年度第3次補正予算では東日本大震災による被災保育所等への支援として、

- ① 「子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金」（被災施設等の再開準備のための備品購入費、修繕費等の支援に要する経費）について、保育所やへき地保育所、認可外保育施設にも対象拡大するとともに、
- ② 被災保育所等が復興に当たり子育て関連施設の複合化、多機能化を行う場合への重点的な財政措置を行うための経費を計上したので、被災県等においてはご活用願いたい。

(3) 地方分権改革（保育所関係）について

保育所の最低基準については、平成21年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画において、国の基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に分け、基本的には国の基準に基づき、地方自治体の条例で定められることとされた。この地方分権改革推進計画に基づき、所要の法律案が平成22年の通常国会に提出され、平成23年通常国会において成立したところである。

この法律に基づき、平成23年10月7日に児童福祉施設最低基準を改正し、保育の質に大きく影響する保育士の配置基準、居室面積基準、保育の内容、調理室の設置及び自園調理等については「従うべき基準」とし、その他の事項については「参酌すべき基準」とした。ただし、居室の面積基準については、待機児童が多く、地価が高い等の状況に着目し、一部の地域に限り、一時的な措置として、国の基準を「標準」として、これと異なる基準を定めることができることとなった。（平成26年度まで）

各都道府県・政令市・中核市におかれては、今後、条例を定めていただくことになるが、国としてもその内容を把握するため、各地方自治体へ照会をする予定であるので、その際はご協力願いたい。（関連資料33参照）

(4) その他

民家などを活用した小規模で家庭的な雰囲気の中で、高齢者、障害者や児童などに対して、一人ひとりの生活リズムに合わせて柔軟なサービスを行う取り組みが地域の創意工夫のもとに実施されているところである。

現行制度において、こうしたいわゆる「宅幼老所」を運営する場合、子育て支援施策の観点からは、所要の要件を満たせば「一時預かり事業」や「地域型保育・子育て支援モデル事業」（重点事項4参照）の対象となりうることから、各都道府県におかれては、管内市町村に対し、こうした取組や各種支援制度の活用を周知していただき、地域の実情に応じた創意工夫ある取組の普及促進を図られたい。

また、「地域型保育・子育て支援モデル事業」を新たに開設する際には、実施場所として既存の老人デイサービスセンター等を活用することも併せてご検討願いたい。

5. 母子保健対策について

(1) 地方分権第二次一括法による母子保健事業の市町村への委譲について

平成23年8月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により平成25年4月1日から

- ・ 母子保健法第18条の低体重児の届出
- ・ 母子保健法第19条の未熟児の訪問指導
- ・ 母子保健法第20条の未熟児養育医療の給付

の実施主体が都道府県、指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市から、市町村（特別区を含む）に委譲されることになったところである。

各都道府県におかれては、指定都市等、現在実施している市区を除く市町村への委譲の準備をお願いするとともに、委譲される市町村への周知も併せてお願いする。

(2) 児童虐待防止医療ネットワーク事業について

子どもの虐待の相談件数は年々増加しており、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多い。しかし、医療機関においては知識や経験が不十分だったり、組織的対応の体制がない場合も多く、十分に対応ができていない状況である。

このため、平成24年度予算（案）において、都道府県の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の虐待対応体制の整備の底上げを図ることとしている。各都道府県におかれては、本事業を活用して、地域の虐待対応体制の充実に積極的に取り組んでいただきたい。

(3) 習慣流産等（いわゆる不育症）の相談について

習慣流産等（いわゆる不育症）に対する支援として、平成24年度予算（案）において、不妊専門相談センターに不育症に悩む者に対する専門の相談員を配置するとともに、不育症の知識や不育症に関して相談できる連絡先を記載したリーフレットを作成し普及啓発を図ることとしており、各都道府県等におかれては、積極的な取組をお願いする。

6. 仕事と家庭の両立支援対策について

(1) 改正育児・介護休業法の全面施行について（関連資料34、35参照）

男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現のための制度等を盛り込んだ改正育児・介護休業法が平成22年6月に施行された。また、平成24年7月に改正法が全面施行され、適用が猶予されていた一部の規定について、労働者数100人以下の事業主に対しても適用される。適用となる内容は以下のとおりである。

①短時間勤務制度

- ・3歳に満たない子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とする。

②所定外労働の制限

- ・3歳に満たない子を養育する労働者から請求があったとき、所定外労働を免除することを事業主の義務とする。

③介護休暇

- ・介護のための短期の休暇制度（要介護状態の対象家族が、1人以上であれば年5日、2人以上であれば年10日）。

厚生労働省としては、現在、特に労働者数100人以下規模企業において、制度が早期に導入されるよう周知徹底を行うとともに、改正法の確実な履行確保を図っているところであり、各都道府県等におかれても、引き続き御協力をお願いしたい。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

（関連資料36、37参照）

平成23年4月1日から、改正次世代育成支援対策推進法の施行により、一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知を義務付けられる企業が従業員数301人以上規模企業から101人以上規模企業に拡大された。

平成23年11月末現在で、新たに行動計画の策定・届出等が義務となった従業員数101人以上300人以下規模企業の行動計画の届出率は、92.0%となっており、各都道府県・市の周知、啓発に関するご協力に感謝申し上げます。

次世代育成支援対策推進法においては、行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、厚生

労働大臣が「子育てサポート企業」として、認定する制度がある。厚生労働省では「子ども・子育てビジョン」における数値目標として、この子育てサポート企業数を平成26年度までに2,000企業とすることとし、周知啓発による認定促進に努めているところである。

地方自治体によっては、この子育てサポート企業に対し、入札参加資格の加算措置を設けたり、低利の融資を実施しているところもある。各都道府県・市におかれては、多くの事業主が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を目指して取組を行うよう、こうした制度の創設をご検討いただくなど、子育てサポート企業認定制度の周知にご協力をお願いしたい。

なお、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に認定を受けた企業に対しては、当該認定を受けることとなった一般事業主行動計画の期間に新築等をした建物について、32%の割増償却ができる税制優遇制度が設けられているため、こちらについても周知へのご協力をお願いしたい。

(3) ファミリー・サポート・センター事業について（関連資料38参照）

子育て支援交付金の施策の1つとして、児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等を会員間で行うための連絡・調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を推進しており、平成21年度からは病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等を行う「病児・緊急対応強化事業」を実施している。

平成23年度事前協議ベースで基本事業は670市区町村、病児・緊急対応強化事業は106市区町村で実施されているところであるが、未だ全国展開に至っていないことから、ファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業の実施について、引き続き積極的な働きかけをお願いしたい。

また、事業の実施においては、平成23年度より新たに、事故が発生した場合に当省へ報告を求めるとともに、9項目24時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましいとするなど、事故防止対策に取り組んでいる。

さらに、平成24年度より、時間数が24時間以上であるなどの要件を満たした講習を実施し、講習強化分として申請のあった自治体に対して、子育て支援交付金の交付ポイントを加算することを予定している。

引き続き、ファミリー・サポート・センター事業における講習の充実等による事故防止対策の徹底をお願いしたい。